

運 営 規 程

①法人・団体の名称	ピースクルーズ株式会社	
②講習の名称	介護保険法施行令に基づく福祉用具専門相談員指定講習	
③講習事業の名称	C&C アカデミー 福祉用具専門相談員指定講習会	
④事業所の所在地	大阪府大阪市西区西本町 1-5-3 扶桑ビル 9 階	
⑤講習期間	別紙「年間事業計画書」「時間割表」を参照	
⑥講習課程	別紙「講習課程」を参照	
⑦事業者指定番号	270024	
⑧開講の目的	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者を育成することを目的とする。	
⑨講義・演習室 (住所も記載)	講義	大阪府大阪市西区西本町 1-5-3 扶桑ビル 4 階・9 階 (C&C アカデミー)
	演習 (実習)	大阪府大阪市西区西本町 1-5-3 扶桑ビル 4 階・9 階 (C&C アカデミー)
⑩講師の氏名及び担当科目	別紙「講師一覧表」を参照	
⑪使用テキスト	中央法規出版 福祉用具専門相談員研修用テキスト	
⑫受講資格	満 16 歳以上の者で全過程指定された日時、場所で受講できる者	
⑬広告の方法	ホームページでの情報掲載 (http://ccacademy.jp/)、チラシ配布	
⑭受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページもしくは申込用紙を FAX または郵送にて申し込みを行う ・ 申込後、入金確認を持って受講決定とする ・ 応募者多数の場合は先着順 ・ 受講希望者には、本運営規定、直近の時間割表、申込書を送付する。 ・ なお、受講にあたっては、本人確認を行うため、申込書持参の時点もしくは初回の講習時に、下記の公的証明書の原本を提示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 ② マイナンバーカード若しくは住民基本台帳カード ③ 在留カード等 ④ 健康保険証 ⑤ 運転免許証 ⑥ パスポート ⑦ 年金手帳 ⑧ 運転免許証以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証 	

⑮受講料及び受講料支払方法	44,000 円 (テキスト代、消費税含む) 受講日より 7 営業日前までに銀行振込にて支払う 池田泉州銀行 本店営業部 普通預金 0046174 口座名義 ピースクルーズ株式会社
⑯解約条件及び返金の有無	1 週間前まで … 全額 それ以降は返金致しません。 最低履行人数(受講定員の 3 割)に満たない場合は全額返金致します。
⑰受講者の個人情報の取扱い	知り得た個人情報を保持し外部に漏洩させない。 受講者から得た個人情報については、福祉用具専門相談員指定講習事務以外には使用せず事業所において適正に管理する。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑱補講の方法及び取扱い	補講の方法：相当時間を個別指導にて実施する 補講に要する費用：1 時間 2,200 円 他コースへの振替補講は認めるが、事務手数料として 1,100 円が必要
⑲講習修了の認定方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 講習の修了年限：3 ヶ月 ※ただし、受講者の病気等のやむを得ない理由による場合は、1 年以内とすることができる。 修了評価方法：修了評価を筆記による確認テストにて実施。各科目 5 問以上出題し 3 問以上正解で修了とみなす。 修了評価基準に達しなかった時の取扱い：1 時間の補講を受けたのち、不合格の項目において、当日レポートを手渡しで行い、レポートは 1 週間以内に持参か郵送にて受付。提出されたレポートにおいて、修了評価者が再度評価を行い、当該科目の知識・技術の習得を確認する。 補講料：1 時間 2,200 円 レポート料：無料(郵送代は自己負担)
⑳受講中の事故等についての対応	C&C アカデミーの加入する傷害保険の範囲で保証する。ただし、過度の過失によるものは例外とする。
㉑講習責任者	氏名 太田 慎一
	所属名 C&C アカデミー
	役職名 所長
㉒苦情等相談担当者	氏名 村上 泰将
	所属名 C&C アカデミー
	役職名 部長
	連絡先 06-6533-3965
㉓講習事務担当者	氏名 前田 真世
	所属名 C&C アカデミー
	連絡先 06-6533-3965
㉔修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	証明書交付に係る費用： 1,100 円

⑤その他必要な事項	遅参の取扱い：授業開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場合は、遅参扱いとし欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補講を受けなければならない。
-----------	--

◆大阪府からのお知らせ	<p>大阪府福祉用具専門相談員指定講習実施要領第2の2（1）より</p> <p>【内容及び手続きの説明及び同意】</p> <p>事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した運営規程の内容及び講習を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>
-------------	---

◆講習事業者の指定担当	<p>大阪府福祉部 高齢介護室</p> <p>介護支援課利用者支援グループ</p> <p>電話：06-6941-0351（代表）</p> <p>ホームページ： http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/fukushiyougukousyu/</p>
-------------	--